

秋田県教職キャリア協議会 設置要綱

(設置)

第1条 秋田県教育委員会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5に基づき、秋田県教職キャリア協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、互いの連携・協力を密なものとし、それぞれの施策及び教育実践に資するため、本県教育に当たる教員の育成及び資質能力の向上について協議する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 教員育成指標に関すること。
- (2) 教員育成に関すること。
- (3) 教員養成に関すること。
- (4) 教員研修プログラムに関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要があると認めるものに関すること。

(構成)

第4条 協議会の委員は、教員養成課程を有する県内各大学・短期大学と秋田県学校長会（各校種）、秋田県市町村教育委員会連合会、秋田県教育委員会関係各課・機関の代表相当の者とし、秋田県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- 2 協議会に、実務担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置くことができる。
- 3 担当者会議に関し、必要な事項は別に定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は年1回以上開催することとし、教育長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 4 担当者会議は、必要に応じて、適宜開催するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、秋田県教育庁総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の秋田県教員育成協議会設置要綱第4条第1項に基づき秋田県教員育成協議会の委員として委嘱されている者は、この要綱による改正後の秋田県教員育成協議会設置要綱第4条第1項により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同要綱第5条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。